

消費生活相談員の募集

八百津町役場では、下記のとおり、消費生活相談員を募集します。

1. 募集人員

1名

2. 勤務場所

八百津町・御嵩町・七宗町・白川町および東白川村の5町村を巡回してもらいます

3. 職務内容

次に掲げる職務を行います

- ア 消費生活全般に係る苦情または相談に適切に対応し、その指示または助言を行うこと
- イ 消費生活に係る啓発事業を行うこと
- ウ 消費生活に関する情報、資料等の収集および提供を行うこと
- エ 消費生活に係る安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと
- オ 前各号に掲げるもののほか、町長が消費生活の安定および向上のために必要と認められた事項

4. 応募資格

(1) 応募日時時点で、次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有すること

- ア 消費生活相談員（国家資格）
- イ 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター）
- ウ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会）
- エ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会）
- オ 消費生活に関する見識を有する者

(2) その他

パソコン（Word、Excel）の基本操作ができること

5. 勤務条件等

(1) 任用期間 採用日から令和7年3月31日まで

※再任可 再任の場合は任命権者が八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、七宗町と毎年変わります。

(2) 身分 消費生活相談員

- (3) 勤務日 毎月6日以内
- (4) 勤務時間 午前9時～午後4時のうち4時間以内
(正午から午後1時までは休憩時間)
- (5) 報酬等 次に掲げる、報酬および交通費を支払います
社会保険には加入しません

報酬

- ア 応募資格(1)アからエの場合 時給 1,200円
- イ 応募資格(1)オの場合 時給 950円

交通費

町村ごとの規定により、使用距離に応じた日額を支払います

6. 応募方法等

- (1) 応募方法 以下の書類を簡易書留にて郵送してください。
市販の履歴書(写真貼付)、応募動機(400字詰め原稿用紙2枚程度)、消費生活関係資格を証する書類の写し、運転免許証の写し
- (2) 応募期間 随時

7. 選考方法

書類審査及び面接

8. 結果通知

面接後1週間を目途に、応募者へ選考結果を郵送で通知します。
なお、選考結果に関する問い合わせには一切応じられません。

9. 問い合わせ・書類提出先

〒505-0392

岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2

八百津町役場 地域振興課 地域振興係

TEL: 0574-43-2111 (内線: 2255)